

SEVEN SEAS SHIPPING CO., LTD.

General Agent for



Tokyo Head Office

Daiwa Kyobashi Bldg. 7F 4-3-3,
Hatchobori, Chuo-ku, Tokyo
104-0032, JAPAN
Tel : 03-3523-3692 Fax : 03-3523-3699

Osaka Branch

5/F, Meiji Yasuda-Seimei Sakaisuji Honmachi Bldg.,
1-7-15, Minami-Honmachi, Chuo-Ku, Osaka
541-0054 Japan
Tel : 06-6264-7541 Fax : 06-6264-7095

2016年2月吉日

御客様各位

セブンシーズ SHIPPING 株式会社

ブラジル 木材梱包材利用の際の報告義務について (改定版)

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社取り扱い船社 Hamburg Süd に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ブラジル農務省"MINISTRY OF AGRICULTURE, LIVESTOCK AND SUPPLY(MAPA)"より発
されました政令により、木材梱包材の取り扱いに関する情報の提出を義務付けられました。

つきましては、2016年2月1日出港以降のShipping Instruction / Dock ReceiptのDescription欄に下記情報
記載頂きたく、ご理解ご協力の程、よろしく願い申し上げます。
(B/L面上には記載はされません)

記

- 1) Is there wooden package ? (木材梱包材を使用しているか?)
YES or NO
- 2) What kind of wooden package ?
 - a. Treated and Certificated ; (treated material and/or fumigated with certification)
(既定の処理または燻蒸が行われ、その証明書またはIPPCマークがある)
 - b. Processed ; (processed material)
(加工木材である)
 - c. Not Treated and Not Certificated ; (not treated material and/or fumigated with certification)
(既定の処理または燻蒸が行われていない)

**当該報告義務に於きましては、①ブラジル向け貨物、②ブラジル国内にて積み替えを行う他国向け貨物、
③ブラジルの港を通過する他国への貨物、すべてが対象となります。**

* 植物検疫措置に関する国際基準"International Standard for Phytosanitary Measures"(ISPM) No.15
「国際貿易における木材梱包材の規制」につきましては、日本貿易振興機構(JETRO)の情報も
ご参照下さい。

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-000952.html>

尚、上記情報の記載が無い場合は、木材梱包材を使用していない物として取り扱われてしまいますので、
ご留意賜ります様、お願い申し上げます。
ご不明な点が御座いましたら、弊社各担当者までお問い合わせをお願いいたします。

東京 (輸出営業) : 03-3523-3692
(輸出業務) : 03-3523-3694
(輸入) : 03-3523-3693
大阪 : 06-6264-7541